

# 第2次 井手町人権教育・啓発推進計画

2017年(平成29年)3月

京都府井手町



## あいさつ

個人の尊厳と人権が守られ、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わりなく、すべての住民がお互いの個性や価値観の違いを認め合う「共生社会」の実現には、住民一人ひとりが人権について正しく理解し、多様性を受け入れる態度を培うことが重要です。そのため、学校をはじめ、地域、家庭、職場そのほか、さまざまな場において、人権に関し理解を深める取組の推進が必要です。



井手町では、2006年(平成18年)に「井手町人権教育・啓発推進計画」を策定し、すべての行政分野において、人権問題に対応するための総合的な施策の基本方向を示すとともに、住民の人権尊重の意識を一層高めるための取組を進めてまいりました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、患者等の人権が侵害されるなど、さまざまな人権問題が存在しています。また、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などのインターネット上の人権侵害、性同一性障がい・LGBT等の性的指向・性的少数者への偏見など、新たな分野の人権課題も顕在化しています。依然残る同和問題など、多様化する人権課題の解決に向け、今後も引き続き人権教育・啓発に関する一層の取組が重要です。

本町では、これらの多様化する人権課題や国・京都府の人権施策の動向などを踏まえ、計画を改定し、「第2次井手町人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。今後はこの計画に基づき、行政が中心的役割を担いつつ、地域住民との協働によって、すべての人の人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らしやすい社会の実現をめざして、様々な分野における人権施策を総合的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査を通じ貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、本計画に掲げる目標の実現に向けて皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2017年(平成29年)3月

井手町長 汐見 明男



# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 はじめに                     | 1  |
| 1 国際的な人権尊重の流れ                | 1  |
| 2 国内及び京都府の動向                 | 2  |
| (1) 国の動き                     | 2  |
| (2) 京都府の動き                   | 3  |
| 3 井手町の取組状況                   | 4  |
| 第2章 計画の基本的な考え方               | 7  |
| 1 計画改定の趣旨                    | 7  |
| 2 計画の目標及び性格等                 | 7  |
| (1) 計画の目標                    | 7  |
| (2) 計画の性格                    | 7  |
| (3) 計画期間                     | 7  |
| (4) 人権教育・啓発の定義               | 8  |
| 3 人権教育・啓発の視点                 | 8  |
| 第3章 人権問題の現状等と取組の方向           | 10 |
| 1 同和問題                       | 10 |
| 2 女性                         | 12 |
| 3 子ども                        | 15 |
| 4 高齢者                        | 17 |
| 5 障がいのある人                    | 18 |
| 6 外国人                        | 21 |
| 7 感染症・ハンセン病患者等               | 23 |
| 8 さまざまな人権問題                  | 25 |
| (1) 犯罪被害者等                   | 25 |
| (2) ホームレス、生活困窮者              | 26 |
| (3) 性同一性障がい、性的指向             | 26 |
| (4) その他の人権問題                 | 27 |
| 9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題 | 28 |
| (1) インターネットによる人権侵害           | 28 |
| (2) 個人情報の保護                  | 30 |
| (3) 安心して働ける職場環境の推進           | 30 |
| (4) 災害と人権、災害時における人権への配慮      | 31 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>第4章 人権教育・啓発の推進</b> .....     | 32 |
| 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進.....      | 32 |
| (1) 就学前の教育・保育施設.....            | 32 |
| (2) 学校.....                     | 33 |
| (3) 地域社会.....                   | 34 |
| (4) 家庭.....                     | 35 |
| (5) 企業・職場.....                  | 35 |
| 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進..... | 36 |
| (1) 役場職員.....                   | 36 |
| (2) 教職員・社会教育関係者.....            | 36 |
| (3) 保健福祉関係者.....                | 37 |
| 3 指導者の養成.....                   | 38 |
| 4 人権教育・啓発資料等の整備.....            | 38 |
| 5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施.....      | 38 |
| <br>                            |    |
| <b>第5章 計画の推進</b> .....          | 39 |
| 1 推進体制.....                     | 39 |
| 2 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働..... | 39 |
| 3 計画に基づく施策の点検・評価.....           | 39 |
| <br>                            |    |
| <b>資料編</b>                      |    |
| 1 用語解説.....                     | 41 |
| 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....      | 49 |
| 3 世界人権宣言.....                   | 50 |

# 第1章 はじめに

## 1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、20世紀における二度の大きな戦争を教訓に、1948年(昭和23年)『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした「世界人権宣言」を採択し、その後、世界人権宣言の趣旨を具現化するため、「国際人権規約」を制定しました。1965年(昭和40年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、1979年(昭和54年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、1989年(平成元年)には、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」など諸条約を採択し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。また、「国際婦人年」をはじめ、「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、12月10日の「人権デー」をはじめとする人権に関わる活動を展開しています。

さらに、1994年(平成6年)の第49回国連総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて住民に対する実効ある人権教育を実施することを求めるなど、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が展開されています。

しかしながら、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界各地で、人種や民族、宗教等の違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争やテロ、迫害、差別等が生じ、人権が侵害され生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

「人権教育のための国連10年」は、2004年(平成16年)12月末で終了を迎えましたが、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくため、「人権教育のための世界計画」を採択し、2005年(平成17年)年1月から2007年(平成19年)12月末までの第1フェーズでは「初等・中等教育制度」に焦点をあてた取組を進め、2010年(平成22年)1月から2014年(平成26年)12月までの第2フェーズでは、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置くこととされました。2015年(平成27年)1月から2019年(平成31年)12月までの第3フェーズでは、最初の2つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。

2011年(平成23年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しています。

## 2 国内及び京都市の動向

### (1) 国の動き

わが国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。また、「国際人権規約」などの人権に係る諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策を推進しています。

1995年(平成7年)12月には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年(平成9年)7月には国内行動計画を策定するとともに、1996年(平成8年)12月には「人権擁護施策推進法」を制定し、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付けました。また、1999年(平成11年)7月には、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、「人権教育・啓発の基本的事項について」、2001年(平成13年)5月には「人権が侵害された場合における救済制度の在り方について」をそれぞれ答申しました。その後、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)を施行し、同法に基づいて2002年(平成14年)3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

わが国固有の重大な人権問題である同和問題の解決については、1965年(昭和40年)の同和对策審議会答申を経て、「同和对策事業特別措置法」「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、2002年(平成14年)3月まで、33年間にわたって特別対策が実施されてきました。

しかし、同和問題をめぐっては、現在もインターネット上での地名リストの掲載や土地差別に関する事象の発生など、差別や忌避行為が依然みられます。一方、同和問題以外にも、女性をはじめ、高齢者や障がいのある人、外国人等に対する人権問題が数多く存在し、国連の自由権規約委員会をはじめ、関係機関からも指摘を受けています。さらに2011年(平成23年)に発生した東日本大震災に起因する人権問題やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などインターネット上の人権侵害、LGBT等の人権問題など、新たな分野の人権課題が顕在化している状況です。

このような個別の人権問題をめぐっては、近年、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律や、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等、さまざまな人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、2016年(平成28年)12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消法」という。)が議員立法として成立し、「国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現する」ことを基本理念に差別解消に向けた教育・啓発を促進することとしています。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

## (2) 京都府の動き

京都府においては1999年(平成11年)3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定し、人権教育・啓発のためのさまざまな取組が展開されてきました。また、2005年(平成17年)1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

2013年(平成25年)11月3日には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的に、京都府、京都市、京都地方法務局及び(公財)世界人権問題研究センターの4者による「世界人権宣言65周年京都アピール」を発表するなど、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発に向けた取組が進められています。

2016年(平成28年)1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」を策定しています。

この計画に基づく、個別分野における主な取組は、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の施行をはじめ、「京都府自殺対策に関する条例」の施行及び「京都府自殺対策推進計画」の策定、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づく施策の開始、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」の開設などが挙げられます。

また、近年、外国人排斥運動として社会問題化しているヘイトスピーチに対しては、2014年(平成26年)12月に、人を排斥し誹謗中傷するような行為は許されないという趣旨の知事メッセージを発信し、その後、2015年(平成27年)10月までに府議会及び府内全市町村議会でも意見書が採択されています。

府民等に対する教育・啓発の取組は、「京都ヒューマンフェスタ」の開催をはじめ、京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」を活用した人権啓発活動など、府民やNPO、関係機関等との連携を図りながらさまざまな取組を推進しています。また、最近の人権問題について、新聞や府民だよりへの掲載のほか、ラジオ番組を通じて情報提供するなどを行っています。さらに、2015年(平成27年)には、「同和問題の解決は国の責務で国民的課題」とした同和対策審議会答申から50年という節目を迎え、人権週間にあたって、知事から府民へ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重されるために、人と人との互いにつながり支え合う絆の大切さや、すべての人がいきいきと暮らし、夢と希望の持てる社会を築くことを呼びかけるメッセージを発信しています。

### 3 井手町の取組状況

本町では、まちづくりの方向性を定めた最上位計画である「井手町総合計画」において、「ふれ合いつながるまちをつくる」を基本目標に、町内に暮らすすべての人々が互いの人権を尊重し、共生するとともに、共同参画ができるまちを目指して、「人権教育啓発の推進（人権問題の解決、生涯学習との連携）」や「男女共同参画社会の形成（男女平等・共同参画の促進、女性の自立と社会参加を進める環境づくり）」を掲げ、関係行政機関や関係団体と連携して、同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきました。

2000年（平成12年）9月には、あらゆる差別や偏見をなくし、住民が相互に個人の尊厳を尊重し合う明るい社会を実現するためには、住民一人ひとりが自らの課題として「人権」に対する正しい理解と認識を深めるとともに、差別や偏見をなくすための意識を培うことが大切であるとの基本的な考え方のもと、人権教育・啓発の基本的指針として「人権教育のための国連10年井手町行動計画」（以下「井手町行動計画」という。）を策定しました。

井手町行動計画を踏まえ、住民に対する人権啓発の推進及び住民交流を図ることを目的に設置している「いづみ人権交流センター」を拠点に各種相談をはじめ、人権啓発や住民交流などの各種事業に取り組んでいます。

また、町政の重要施策として位置付けてきた同和問題の解決については、2003年（平成15年）3月に「井手町の同和行政とまちづくり 一同和対策33年のあゆみと将来展望」をまとめるとともに、同年10月には、隣保館社会調査を実施し、1993年（平成5年）の同和地区実態把握等調査から10年後の地区の実態を把握するとともに、いづみ人権交流センターに対する住民要望の把握に努めてきました。

一方、本町は、2008年（平成20年）4月に設立された「山城人権ネットワーク推進協議会」に加わり、山城地区の市町村や関係団体・企業等と連携しながら、広域的な人権啓発にも取り組んでいます。

2004年（平成16年）に井手町行動計画の計画期間が満了しました。その後は井手町行動計画の基本方針を継承・発展させ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、2006年（平成18年）3月に、「井手町人権教育・啓発推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、人権尊重理念の普及とさまざまな人権問題の解決に向けた取組を推進しています。

2016年（平成28年）8月に実施した『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（以下「意識調査」という。）の結果では、人権が尊重されることについて、多くの住民が「差別されない、平等であること」（76.4%）ととらえ、「個人として尊重されること」（62.2%）や「健康で文化的な最低限度の生活を送ることができること」（50.7%）が半数を超えています。これらの結果から、井手町住民にとって人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利としてとらえ、それを尊重するものと認識している様子がうかがえます。

また、「井手町の住民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている」という質問に対し、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）の割合は、2011年（平成23年）に京都府が実施した『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査（以下「京都府調査」という。）』の結果に比べ高くなっています。

さらに、「井手町は、人権が尊重された豊かな社会になっている」という質問についても『そう思う』の割合は京都府調査に比べ、本町のほうが13.9ポイント高くなっています。

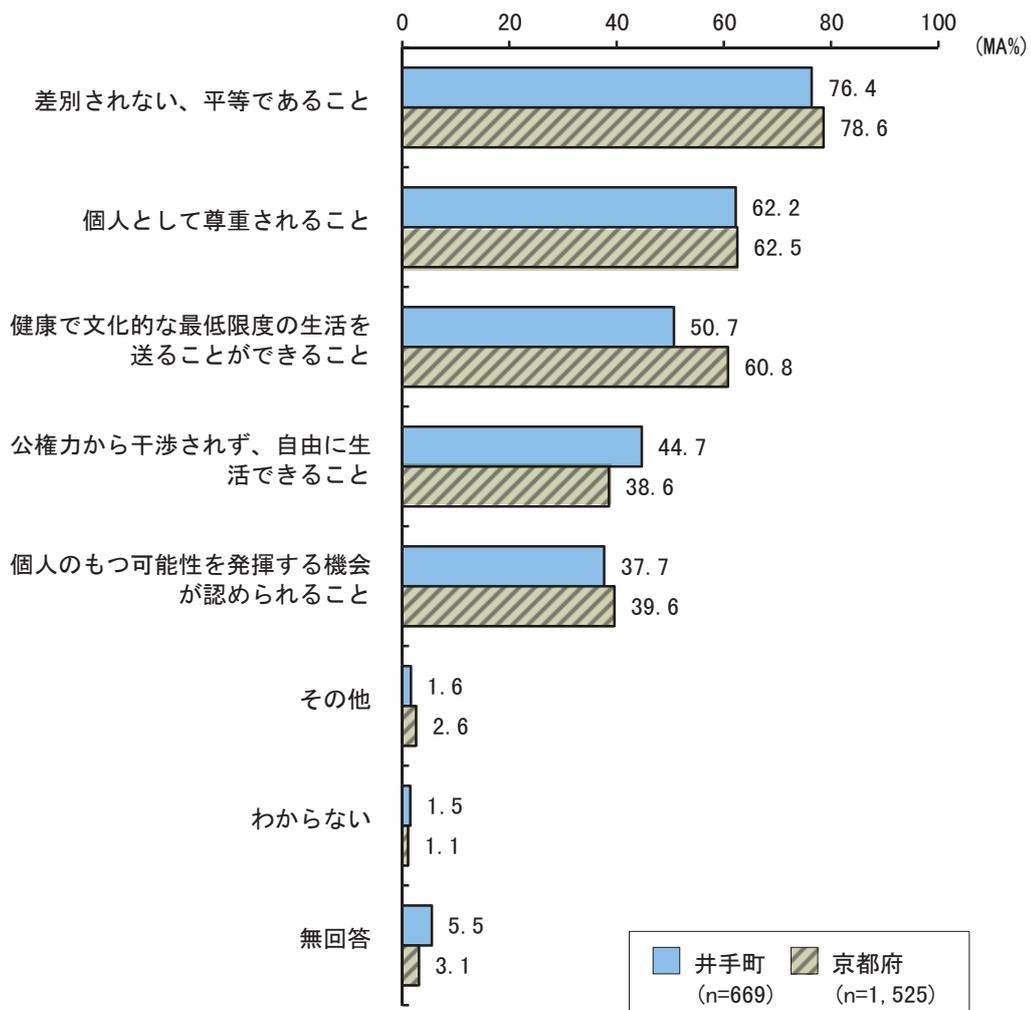
意識調査の結果が示すとおり、これまでの取組によって、本町住民の人権問題に対する意識

が高まってきている一方で、依然として、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者や障がいのある人などに対する偏見や差別が存在しています。これらの人権問題については、それぞれの個別計画において人権の視点に立った施策の推進に取り組むとともに、人権擁護委員との連携や啓発事業等を通じて、住民の人権意識の高揚に努めているところです。

しかし、意識調査の結果では、井手町住民の人権意識は高く、人権が尊重されたまちになっていると評価する住民が多くなっていますが、一方で「いちがいに言えない」と思う住民も少なくありません。

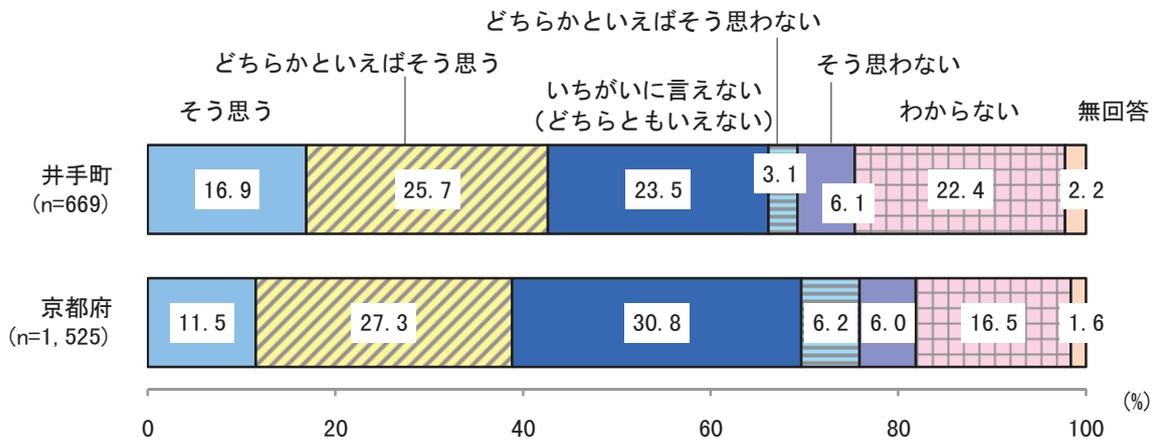
住民一人ひとりが、自身の人権だけではなく、他者の人権についても、正しい認識を持ち理解を深めることが重要です。そのためには、今後もより一層、住民一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現に向けた取組に努める必要があります。

【図表1 あなたは、「人権が尊重される」とはどういうことだと思いますか。】

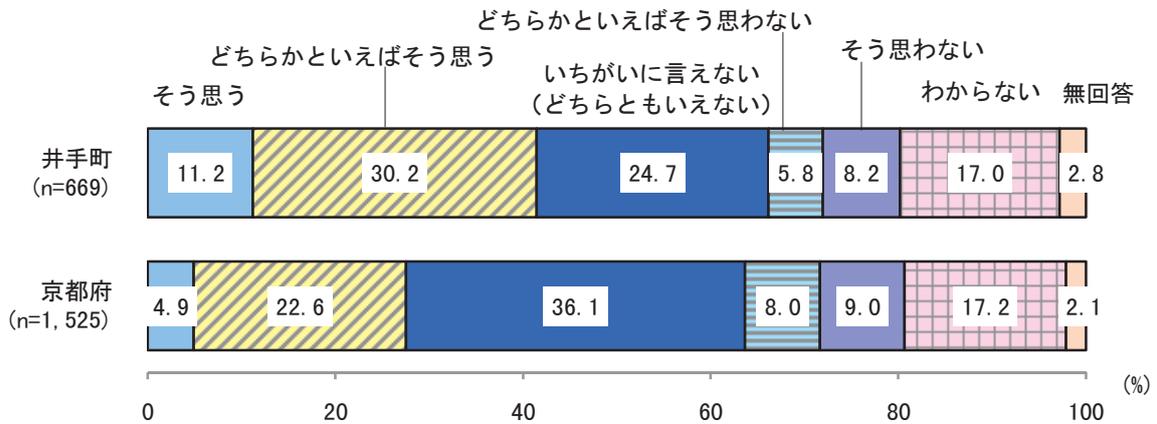


資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）  
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

【図表2 井手町の住民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている】



【図表3 井手町は、人権が尊重された豊かな社会になっている\*1】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）  
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

\*1 京都府の調査では、「私たちのまちは、人権が尊重された豊かな社会になっている」

# 第2章 計画の基本的な考え方

## 1 計画改定の趣旨

第1次計画の策定後、本町では住民一人ひとりがあらゆる機会を通じて人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を本町において構築することを目標に、人権尊重理念の普及とさまざまな人権問題の解決に向けた取組を推進してきました。このような取組によって、住民の人権問題への関心がより一層高まり、正しい認識や理解も着実に深まるなどの成果がみられます。

しかし、「人権の世紀」といわれる21世紀を迎えた現在においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者等の人権等に関するさまざまな問題が依然として存在し、近年では、インターネット上の掲示板等への悪質な書込みや戸籍等の不正取得等の事象も発生しています。

また、少子高齢社会の進展や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大等、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況を受け、第1次計画での取組の成果や反省点、また新たな人権問題の発生などを踏まえ、引き続き積極的で効果的な取組を重ねていくことが必要です。

そのため、第1次計画を改定し、人権をめぐる動きや変化に合わせた取組を推進するための新たな指針として、「第2次井手町人権教育・啓発推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の目標及び性格等

### (1) 計画の目標

この計画は、第1次計画を継承・発展させ、井手町第4次総合計画に掲げる「ふれ合いつながるまち」の実現を目指し、住民一人ひとりが、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を井手町において構築することを目標とします。

人権という普遍的な文化が根づいた社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活のすみずみにわたって浸透した、人権感覚の豊かな社会であると考えています。

### (2) 計画の性格

この計画は、第1次計画の後継計画であり、人権教育・啓発推進法に基づき、今後、本町が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、施策の方向性を示すものです。

### (3) 計画期間

この計画の目標年次は、2017年度(平成29年度)から2026年度(平成38年度)の10年間とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化等により必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

#### (4) 人権教育・啓発の定義

この計画における「人権教育・啓発」とは、国連の「人権教育」の定義である「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と同様の意味で使用します。

一般的に「教育」と「啓発」は、その言葉が使われる場面によって重なり合う部分があり、両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を提案する実践的な観点から、必要に応じて「人権教育」と「人権啓発」を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは「住民に人権尊重の理念を普及させ、それに対する住民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」をいいます。

### 3 人権教育・啓発の視点

この計画における人権教育・啓発は、今日まで本町が取り組んできた人権意識の高揚を図るための施策や第1次計画の取組状況を踏まえて、次の点に留意し、引き続き推進していきます。

#### ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。

#### ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切です。

お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ません。そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

#### ③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

#### ④ 自分自身のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が住民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

# 第3章 人権問題の現状等と取組の方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかしながら、現実には、公権力と住民の間のみならず、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による差別、弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害など、住民相互の間でも侵害される人権問題があります。

このようなさまざまな人権問題が生じている背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」のほかに、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化等も、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発において、住民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他者の人権を守るという意識や社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点から、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることが大切です。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化、複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

## 1 同和問題

### 【現状と課題】

1965年(昭和40年)に、同和対策審議会は、「同和問題の解決のための基本方策」について諮問を受け、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」とし、その後の対策の基本的方向を示す答申(同和対策審議会答申)を提出しました。この答申を受けて、国では、1969年(昭和44年)に「同和対策事業特別措置法」を制定し、その後33年間、特別立法による同和対策事業を推進、さまざまな取組により一定の成果を上げてきました。

しかし、今日においてもなお心理的差別がみられ、解決すべき課題が残されています。不動産取引等にかかわって同和地区の所在を行政機関へ問い合わせる等の差別事件、身元調査のための戸籍謄本の不正取得等の差別事件、インターネット上での差別書き込みが見られるなど同和地区やその関係者に対する忌避意識が残っていると考えられます。

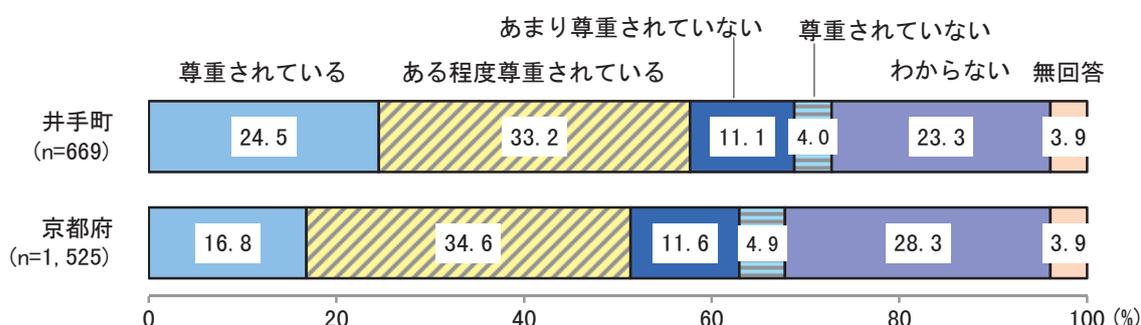
意識調査の結果では、同和問題に関する人権が尊重されていると考えている住民(「尊重されている」と「ある程度尊重されている」を合わせた割合。以下同様。)は57.7%で、京都府調査の結果(51.4%)同様、半数を超えています。(図表4)

通学区域に同和地区があることで住宅購入をとりやめたことを差別だと思ふ住民は56.7%、また子どもの結婚相手が同和地区と関わりがある場合、結婚に対し積極的に子どもの意思を尊

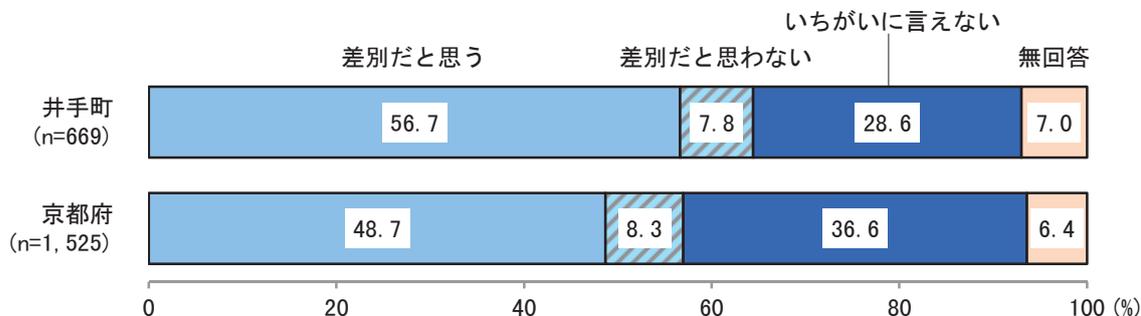
重する割合は59.5%と、いずれも京都府調査の割合に比べ高く、住民の忌避意識は薄くなっている状況がうかがえます。(図表5・7)

このように同和問題に対する住民の理解は進んでいますが、「わからない」や「いちがいに言えない」といった回答も一定割合存在しています。同和問題に関する差別・偏見を完全に打ち消すためには、引き続き人権尊重の視点から効果的な人権教育・啓発を推進する中で、同和問題に関する住民の理解と信頼を深めながら、人と人の豊かな関係を築いていくことが必要です。

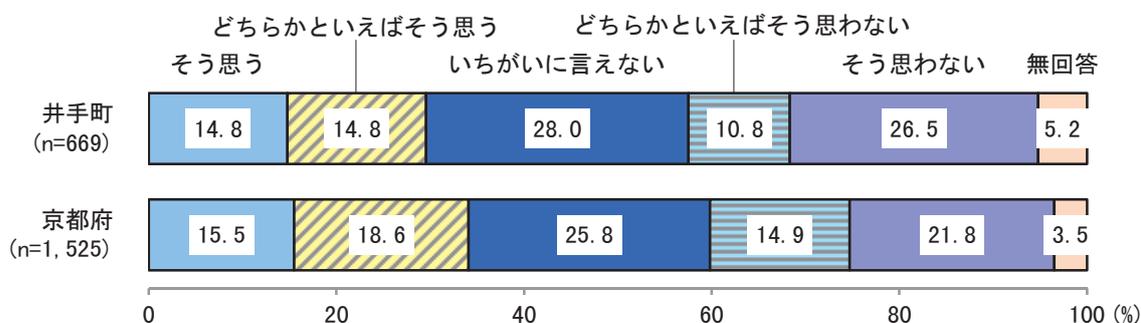
【図表4 人権課題に関する尊重度（同和問題に関する人権）】



【図表5 差別に対する考え方（通学区域に同和地区があることで住宅購入をとりやめた）】

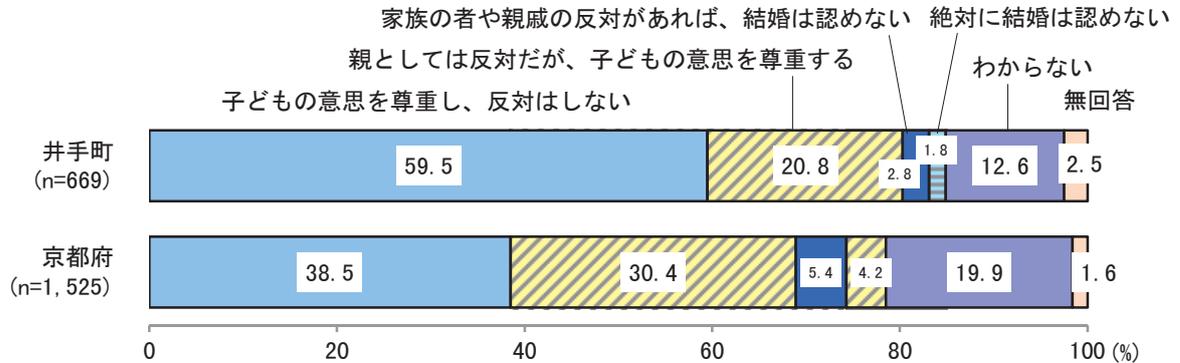


【図表6 身近な人権問題に関する考え方（同和問題は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）  
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

【図表7 自分の子どもが結婚する際の同和問題】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年（平成28年）8月実施）  
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取組の方向】

同和問題の解決に向け、国や本町においてさまざまな取組を推進してきましたが、依然差別が存在しているとの考え方から、部落差別解消法が2016年（平成28年）12月に議員立法として成立しました。この法律は、罰則のない理念法であるものの、国や地方公共団体の責務として相談体制の充実をはじめ、教育・啓発の推進のほか、国が自治体の協力を得て差別の実態調査を行うことを求めています。

同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然としてわが国における重要な課題であり、その解決は、国の責務であると同時に国民的課題です。そのため、同和問題を人権問題の重要な柱として引き続き位置づけ、依然残された課題の早期解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果を踏まえ、現行の制度を的確に適用して取組を推進します。

また、同和問題に関する偏見や差別意識の解消に向けて、人権尊重の視点から効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、いづみ人権交流センターを拠点に活発な住民交流を促進し、住民相互の理解と信頼を深めながら、人権が尊重されるまちづくりやそれを担う人づくりの取組を推進します。

## 2 女性

【現状と課題】

1979年（昭和54年）の国連において採択された「女子差別撤廃条約」では、女性の人権について固定的な性別役割分担の是正や男女がともに育児に責任を負うことなどを求めています。

わが国では、少子高齢化や国際化の進展などの社会情勢の変化やライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、女性の社会進出が進み、1985年（昭和60年）には、「男女雇用機会均等法」を制定し、また、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」を施行、さらに同法に基づき2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、2010年（平成22年）には第3次基本計画を策定し、あらゆる分野において男女共同参画に向けたさまざまな取組が推進されています。2015年（平成27年）には、第3次計画を改定し、「第4次男女共同参画基本計

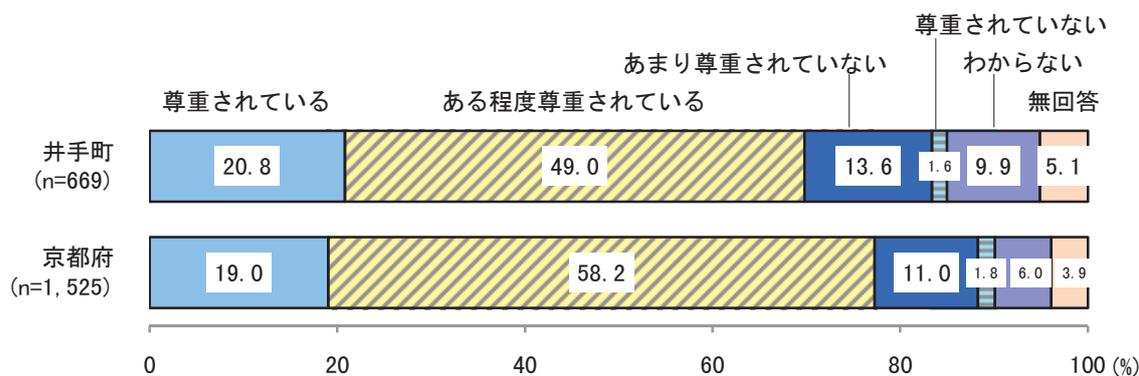
画」が策定されるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されるなど、男女平等の原則が確立されつつあります。また、DVの増加やストーカー事件の続発などを受け、国では2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」を、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」を施行し、その後、改正が行われるなど取組の強化が進められています。

本町では、第4次井手町総合計画で定めた基本目標のひとつである「ふれ合いつながるまちをつくる」において、あらゆる差別がなくなり、住民一人ひとりの人権が尊重され、男女がともに個性と能力を発揮するまちを目指し、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ積極的な取組を推進していますが、依然として固定的性別役割分担意識や性別に起因する差別的取り扱いの排除、DVをはじめとした女性に対するあらゆる暴力の根絶、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等の課題が存在しています。

意識調査の結果では、女性の人権が尊重されていると考えている住民は69.8%と半数を超えています。京都府調査の結果（77.2%）に比べ低くなっています。「妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事・女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した」ことを差別だと思っている住民は39.2%で、「いちがいに言えない」の割合（38.3%）もほぼ同率となっています。（図表8、図表9）ただ、親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくないと考えている住民は82.5%となっており、介護に関しては、性別役割分担意識は薄らぎつつあるものの、女性の就労に対しては役割分担意識が未だに根強く残っている様子がうかがえます。（図表10）

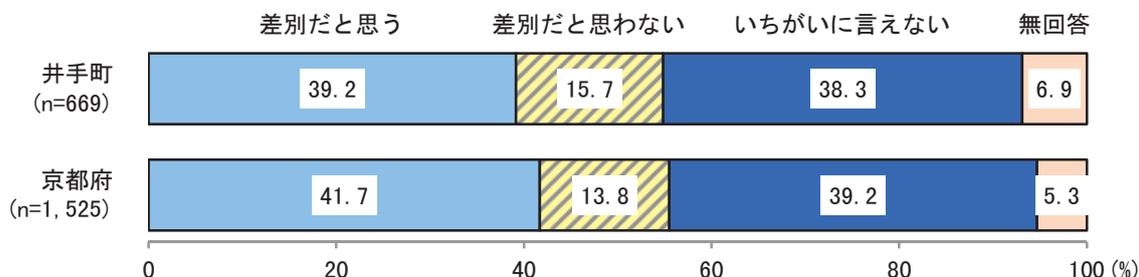
社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、男女の人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き、あらゆる分野において男女共同参画を推進する取組が必要です。

【図表8 人権課題に関する尊重度（女性の人権）】

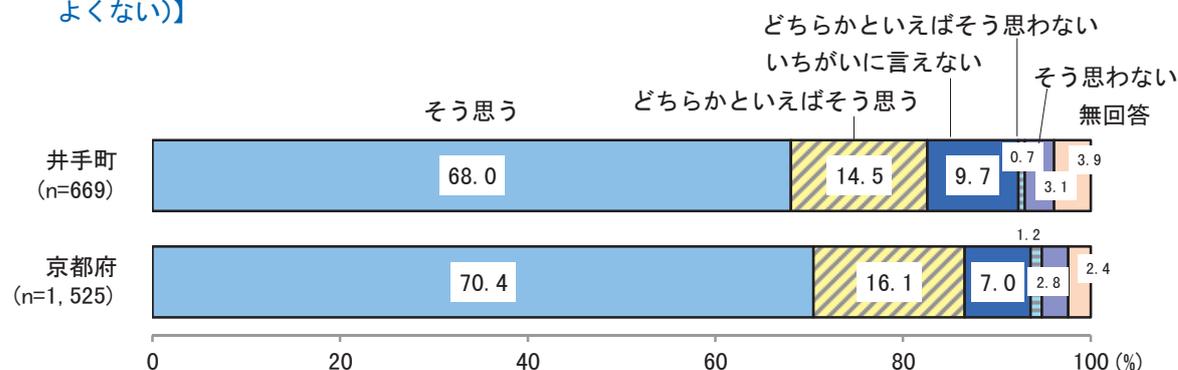


資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年（平成28年）8月実施）  
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【図表9 差別に対する考え方（妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事・女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した）】



【図表10 身近な人権問題に関する考え方（親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）

京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

### 【今後の取組の方向】

性別によって多様な生き方が制約されることなく、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できるよう取組の充実を図るとともに、固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性の家庭への参画を促すなど住民への啓発を促進します。

DVについては、その根絶に向け、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し被害者支援に取り組むとともに、交際中の男女の暴力（デートDV）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を進め、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。

また、元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の人権侵害行為についても、人権教育・啓発の推進を通して防止に努めます。

さらには、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、保育・介護サービスの充実など家庭と仕事の両立への支援に努めます。

### 3 子ども

#### 【現状と課題】

1989年(平成元年)の国連総会において採択された「子どもの権利条約」は、わが国でも1994年(平成6年)に批准しました。条約では、子どもを「保護の対象」から「権利行使の主体」として位置づけ、「子どもの最善の利益」が優先されるように、社会全体で努力する必要性が明記されています。

社会問題化している児童虐待については、国は2000年(平成12年)に児童に対する虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護のための措置などを定めた「児童虐待防止法」を制定しましたが、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、児童虐待への取組は重要課題のひとつとなっています。

2003年(平成15年)には、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組が進められてきました。その後、2010年(平成22年)1月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、2012年(平成24年)には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」を制定し、2015年(平成27年)4月から、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度「子ども・子育て支援新制度」を施行しています。2010年(平成22年)には総合的な子ども・若者の支援を推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」が、2013年(平成25年)には「いじめ防止対策推進法」が、2014年(平成26年)には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、いじめや貧困問題などの人権問題への取組が進められています。

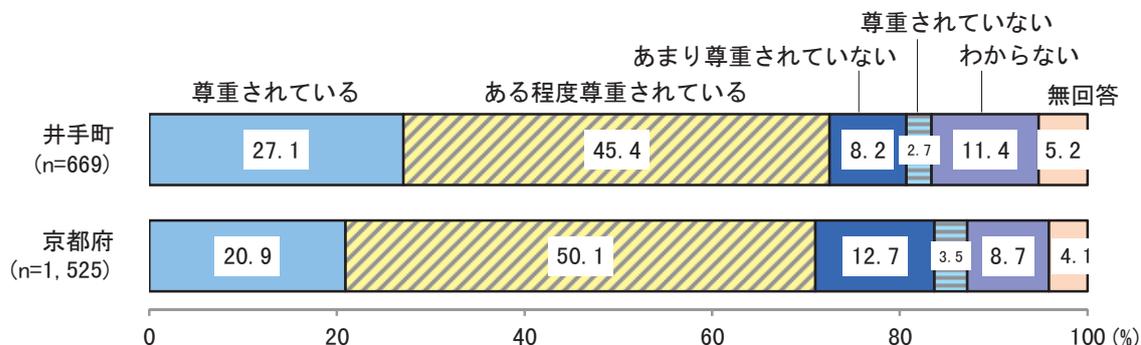
本町では、2003年(平成15年)4月に、小学校に放課後児童クラブを開設し、保護者の子育て支援に当たるほか、関係部署が連携して、子育て講座や、関係職種(保育士、保健師、カウンセラーなど)による子育て相談を実施し、広く住民に向けて取組を進めるとともに、関係職種が児童虐待の正しい理解と対応についての研さんを積み重ね、虐待防止を含めた子育てサポート体制を構築しています。

また、本町では、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、2014年(平成26年)4月に「井手町いじめ防止基本方針」を策定し、法律の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するなど、社会の動向を踏まえた取組を進めています。

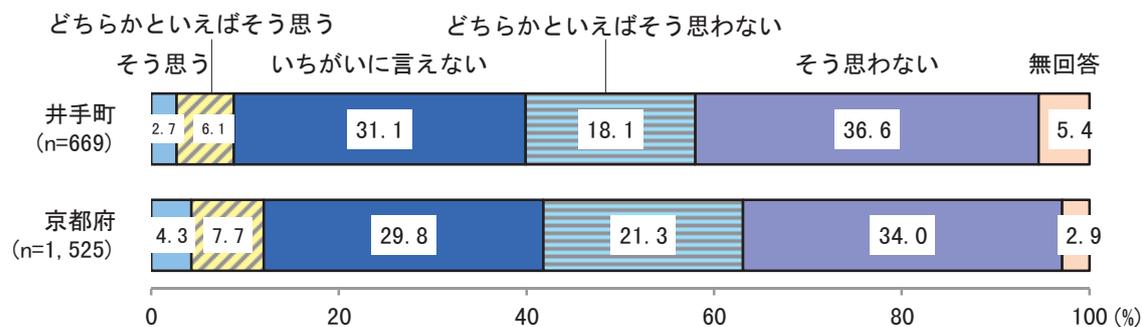
意識調査の結果では、子どもの人権は尊重されていると考えている住民は72.5%を占めています。(図表11) また、「子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよい」について、そう思わないという考えを持つ割合が54.7%で、半数以上は子どもの意見も尊重すべきとの考えを持っています。しかし、「いちがいに言えない」という意見が3人に1人となっており、意見を聞かなくてもよいという割合を合わせると、4割で、子どもの意見を必ずしも尊重しなくてもよいという考えを持つ住民も少なくはありません。(図表12)

社会全体で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、違いを認め合える人として成長できる環境づくりが必要です。

【図表11 人権課題に関する尊重度（子どもの人権）】



【図表12 身近な人権問題に関する考え方（子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよい）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年（平成28年）8月実施）  
 京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年（平成23年）10月実施）

### 【今後の取組の方向】

子どもの人権の尊重や福祉の推進を目的に、子どもの視点に立って、住民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず家庭、地域、学校などが連携を図りながら施策を推進します。

児童虐待については、児童虐待防止対策に関わる関係機関等との連携・協力体制を強化し、児童虐待の防止と子どもの権利擁護に向けた取組を推進するとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、民生委員・児童委員等による地域住民の見守り活動などを通して、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

また、いじめ問題については、井手町いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止に向けた教育・啓発を行うとともに、いじめの早期発見、早期対応を図り、いじめを受けた子どもへの適切な支援に取り組みます。

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識等を深めるよう啓発を推進するとともに、子どもは「将来を担う社会の宝」という視点にたち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

## 4 高齢者

### 【現状と課題】

わが国は、少子化や平均寿命の大幅な伸びなどを背景に、急速に高齢化が進展しています。2016年度版（平成28年度版）の高齢社会白書では、2015年（平成27年）10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,392万人（前年3,300万人）となり、総人口に占める割合（高齢化率）も26.7%（前年26.0%）と過去最高となっています。本町の高齢化率も年々上昇し、2015年（平成27年）10月1日時点の国勢調査の結果では、京都府の平均の27.5%よりも高い31.1%となっており、住民の約3人に1人がいまや高齢者という状況です。

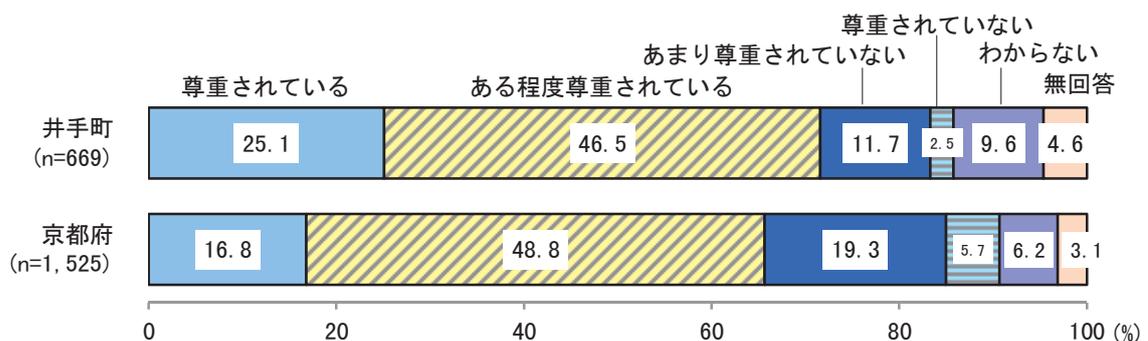
国においては、1995年（平成7年）に「高齢社会対策基本法」を、2006年（平成18年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を制定し、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいをもって暮らせる社会の実現に向け、さまざまな施策を講じてきました。また、要介護者の増加とともに、介護期間の長期化や介護する人の高齢化が進み、家族だけに高齢者の介護を頼ることが困難となってきたことを受け、2000年（平成12年）4月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、「介護保険法」に基づく「介護保険制度」がスタートしました。本町では、この法律を踏まえ、2000年（平成12年）3月に介護保険事業計画を含む「井手町高齢者保健福祉計画」を策定し、以降、2015年（平成27年）3月に策定した「第6期井手町高齢者保健福祉計画」に至るまで、介護保険サービスをはじめ、さまざまな高齢者保健福祉施策を総合的、計画的に推進しています。

このような取組の中で、高齢者を弱者として判断することが差別や偏見を発生させ、元気な高齢者が年齢制限等で雇用・就業機会を奪われ、自ら社会参加することができず、自立できない事象が発生しています。また、消費者被害や、高齢者に対する身体的・心理的虐待や経済的虐待も発生し社会問題となっています。

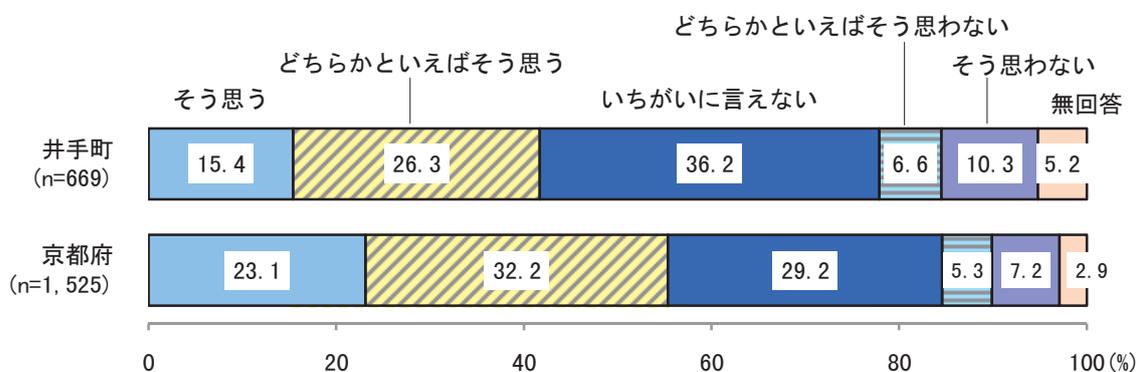
意識調査の結果では、高齢者の人権は尊重されていると考えている住民は71.6%で京都府調査の数値を上回っています。（図表13）しかし、「認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない」について、そう思うとの割合が41.7%で、「いちがいに言えない」の割合（36.2%）を含めると、認知症高齢者を家に閉じ込めることに対し否定的ではない住民は8割近くにのぼります。（図表14）

要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会との関わりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけではなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのための取組が必要です。

【図表13 人権課題に関する尊重度（高齢者の人権）】



【図表14 身近な人権問題に関する考え方（認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）  
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

### 【今後の取組の方向】

地域全体で高齢者を支え、介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるようにするため、井手町版地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域活動への参加支援、就労機会の拡大など自立と生きがいづくりに向けたさまざまな支援に努めます。

さらに高齢者虐待防止の取組や成年後見制度の周知を図るとともに、高齢者や認知症への理解促進のための教育・啓発を促進し、虐待の被害者や養護者等からの相談や支援、救済など高齢者の権利擁護を推進します。

## 5 障がいのある人

### 【現状と課題】

1981年(昭和56年)の「国際障害者年」を契機として、世界各国において障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取組が推進されてきました。

国においては、1993年(平成5年)に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを明示しました。2004年(平成16年)には「障害者基本法」を改正し、障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定しています。2005年(平成17年)には障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、「障害者自立支援法」を制定しました。2011年(平成23年)には障害者基本法を改正し、障がい者施策の目的を、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとし、このような考え方に基づいて、2012年(平成24年)には、障害者自立支援法を「障害者総合支援法」に改正しています。また、2011年(平成23年)

の障害者基本法の改正では、障がい者を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止し、同年には、障がいのある人への虐待を防止するため、「障害者虐待防止法」も制定しました。2013年(平成25年)には、障がいのある人への差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定しています。

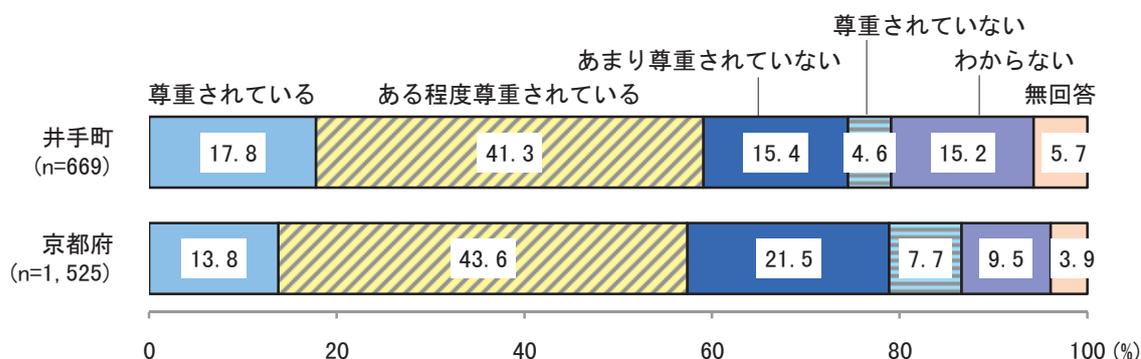
京都府では、2015年(平成27年)4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を全面施行し、全ての府民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を推進するための取組を、京都府、府民、事業者及び市町村、国、その他の関係機関の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働のもとに行うものとしています。

本町においては、2003年(平成15年)3月に「井手町障害者福祉計画」(以下「障害者計画」という。)を策定し、障がいのある人が住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進めてきました。その後、2008年(平成20年)3月には、「障害者自立支援法」の施行をはじめとする、さまざまな法制度の整備や環境の変化に対応するため、障害者計画を見直し、障がいのある人もない人も共に、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活することのできる共生社会の実現を目指した取組を推進しています。

意識調査の結果では、障がいのある人の人権は尊重されていると考えている住民は59.1%で半数を超えています。(図表15) 一方で、「自宅の近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、その建設に反対した」という意見について差別だと思うとの割合が37.7%、「いちがいに言えない」の割合が43.3%、差別だとは思わないが11.8%となっています。(図表16)

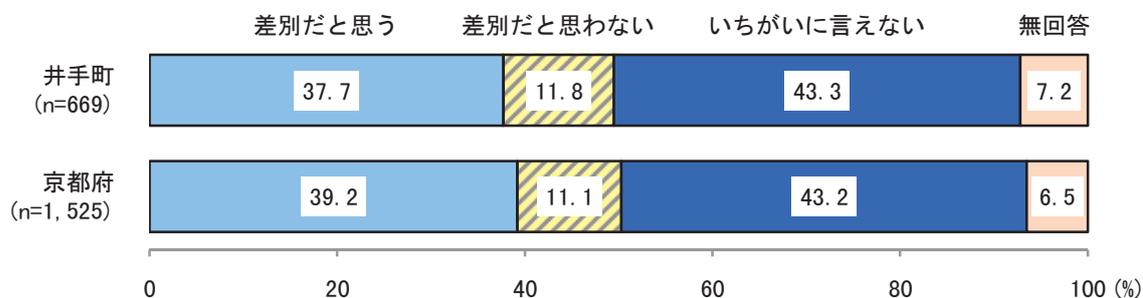
障がいについての知識が不十分であるため、障がいのある人やその家族に対する誤解や偏見が存在し、自立や社会参加が妨げられることが考えられます。ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活できる環境整備と障がいに対する正しい知識の普及・啓発が大切です。

【図表15 人権課題に関する尊重度(障がいのある人の人権)】

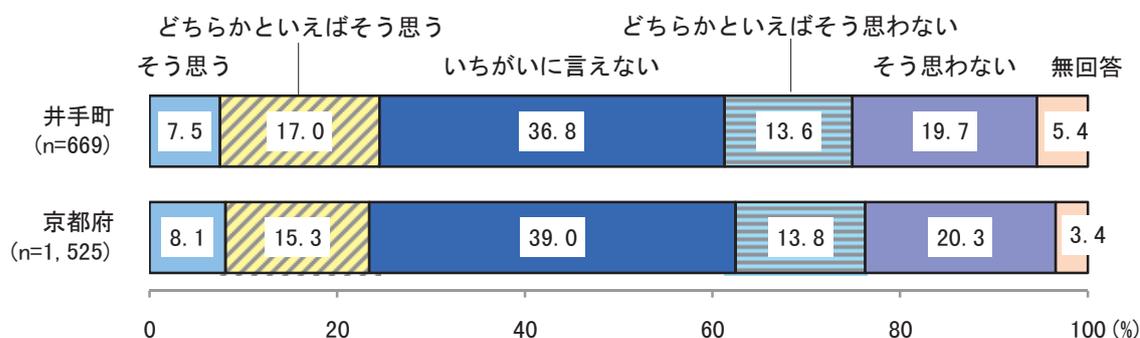


資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査(2016年(平成28年)8月実施)  
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から(2011年(平成23年)10月実施)

【図表16 差別に対する考え方(自宅の近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、その建設に反対した)】



【図表17 身近な人権問題に関する考え方(企業は利益追求が第一の目的であり、不況時に障がいのある人を雇うことができなくてもやむを得ない)】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）  
 京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年(平成23年)10月実施）

### 【今後の取組の方向】

2011年(平成23年)8月の障害者基本法の改正により「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念が再確認されるとともに、共生社会の実現や社会的障壁の除去、障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮による差別の禁止といった考え方も法令に位置付けられました。

これらの考え方の普及も含め、障がいのある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるため、引き続き障がいや障がい者に関する正しい知識の普及や啓発を一層推進し、障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、障がいのある人となない人の相互の理解を深め、交流の促進を図ります。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

近年のグローバル経済の進展、国際交流の活発化に伴い、わが国に在留する外国人は年々増加しています。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しています。

言葉や生活習慣等の違いから、住居、教育、労働、地域交流など日常生活を送る上でさまざまな問題が発生しています。また、近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題も発生しています。そして歴史的経緯から日本で生活することになった在日韓国・朝鮮人への理解は、まだ十分に進んでいるとはいえません。

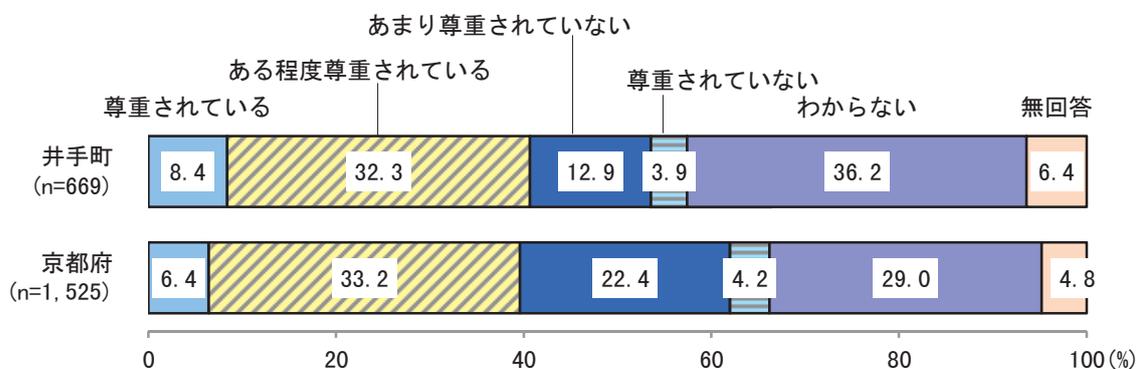
本町では、これまで小・中学生を中心とした国際理解教育や住民を対象とした異文化理解の講座の開催、国際化に対応した社会環境づくりを進めてきました。

意識調査の結果では、「外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない」と考えている住民は60.3%を占め、外国人に対する誹謗中傷を否定する住民が過半数を占めています。（図表21）しかしながら、外国人の人権は尊重されていると考えている住民は40.7%で、女性や子ども、障がいのある人、高齢者に対する人権尊重意識に比べ低く、外国人の人権は十分守られていない状況にあると住民の多くはとらえています。（図表18）

また、「外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた」という意見について、差別だと思うとの割合が49.9%でほぼ半数を占めるものの、「いちがいに言えない」の割合が34.1%、差別だとは思わないが7.9%で、外国人であることで入居を断られることは差別ではないととらえている住民も一定数みられます。（図表19）さらに、「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである」と考えている住民も44.9%と半数近くを占めています。（図表20）

異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心の国際化」を推進するとともに「多文化共生社会」の形成を進め、外国人も本町の住民のひとりとして、地域づくりへの参画を促進する取組が大切です。

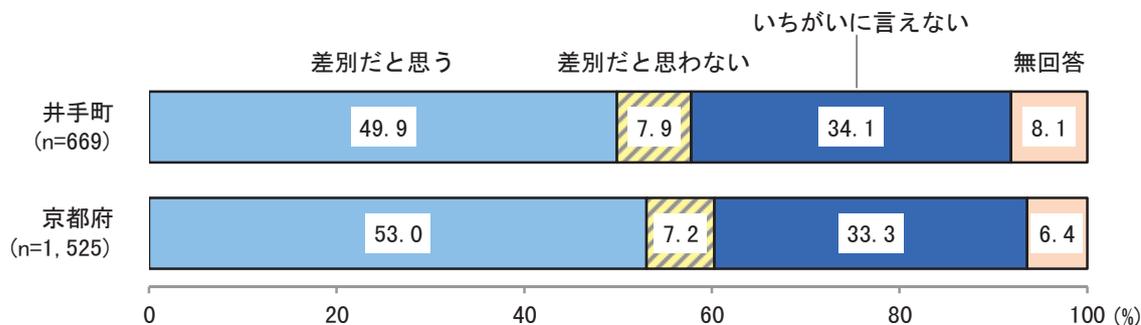
【図表18 人権課題に関する尊重度（外国人の人権）】



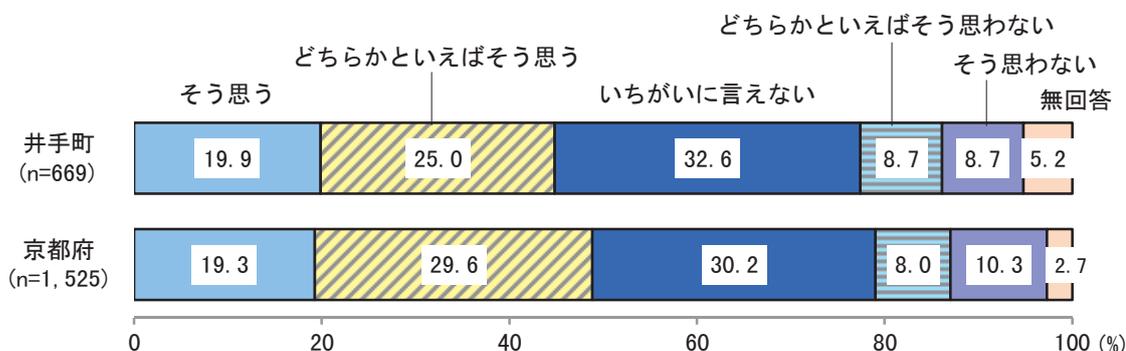
資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）

京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年(平成23年)10月実施）

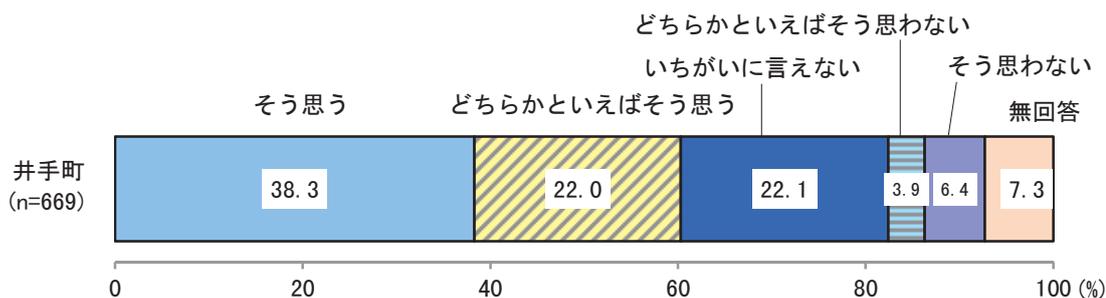
【図表19 差別に対する考え方（外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた）】



【図表20 身近な人権問題に関する考え方（日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである）】



【図表21 身近な人権問題に関する考え方（外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年（平成28年）8月実施）  
 京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年（平成23年）10月実施）

### 【今後の取組の方向】

今後も一層国際化や国際交流が進み、外国からの訪日観光客の増加が見込まれる中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識の醸成等、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別がない「多文化共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

また、外国人の人権が尊重される多文化共生社会の実現に向け、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心の国際化」を推進し、さらには、人を排斥し、誹謗中傷する行為は許されないという人権意識の高揚を図るため、京都府等と連携しながら、効果的な人権啓発に取り組みます。

## 7 感染症・ハンセン病患者等

### 【現状と課題】

さまざまな感染症や難病等の病気を抱え暮らしている方々がおられ、その患者や家族の中には、病気に対する誤った知識や理解不足により差別や偏見を受けることがあり、肉体的、精神的な負担となっています。

エイズやハンセン病については、次のような現状や課題があり、京都府や関係機関等と連携しながら差別や偏見の解消に向けて取り組むことが必要です。

#### ① エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、男女を問わず20代・30代の性的接触による感染が拡大している状況です。最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機構（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者、HIV感染者に対する差別や偏見の解消に取り組んでいます。

本町では、学校教育、社会教育などを通じ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努めています。

#### ② ハンセン病

ハンセン病を引き起こす、らい菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立しました。

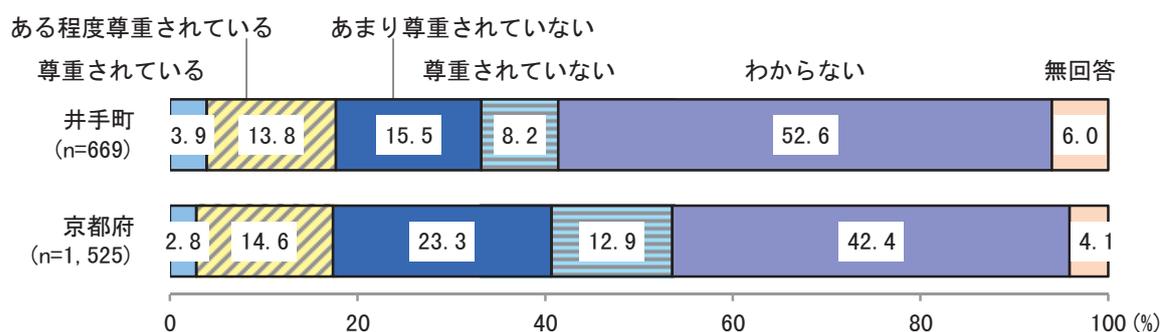
隔離を主体とした「らい予防法」は1996年（平成8年）に廃止されましたが、2003年（平成15年）においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な差別や偏見が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる必要があります。

意識調査の結果では、エイズ・ハンセン病患者等の人権は尊重されていると考えている住民は17.7%で、「わからない」が半数を超えています。（図表22） また、「感染症患者については、

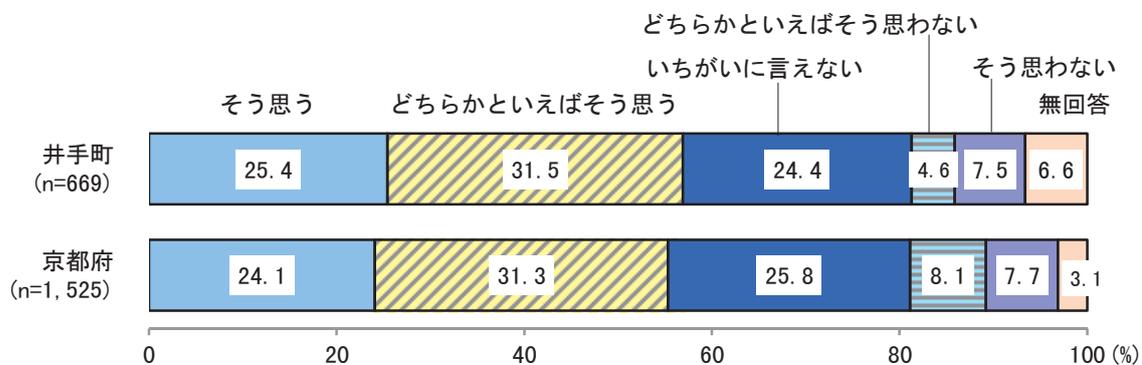
感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない」と思う住民は56.9%となっています。(図表23)

このように病気に対する誤った知識や理解不足から、とりわけ、エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者及びハンセン病回復者に対する差別や偏見が根強く存在しています。病気に対する正しい知識の普及と積極的な啓発が大切です。

【図表22 人権課題に関する尊重度（エイズ、ハンセン病患者等の人権）】



【図表23 身近な人権問題に関する考え方（感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）

京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年(平成23年)10月実施）

### 【今後の取組の方向】

エイズやハンセン病、その他の難病に対する正しい知識の普及を推進するとともに、差別や偏見をなくすための啓発活動をすすめ、エイズ患者・H I V感染者及びハンセン病患者・ハンセン病回復者、その他の難病患者が尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指した取組を京都府と連携しながら推進します。

## 8 さまざまな人権問題

### (1) 犯罪被害者等

#### 【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きだけでなく、一部のメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など精神的苦痛にさらされがちです。また、刑事手続きの過程で受けた精神的被害やさまざまな経済的負担等の二次被害を受けています。

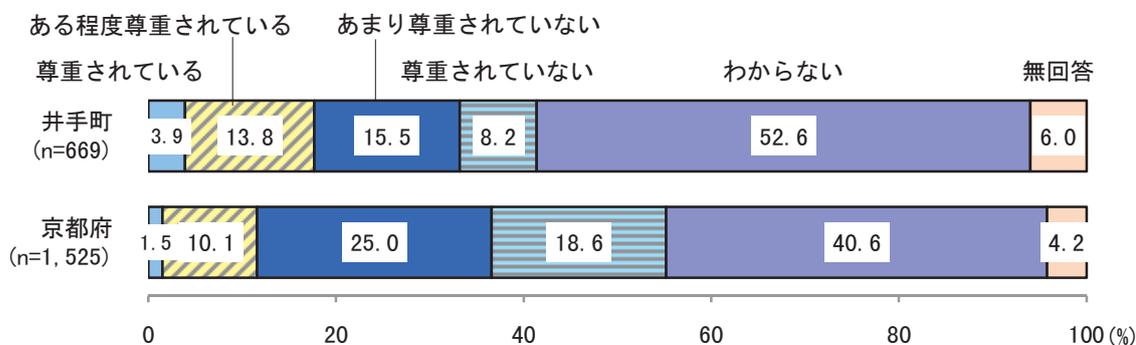
そのため、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、2005年(平成17年)4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法が整備されています。本町では、法律の制定を踏まえ、2011年(平成23年)7月に「井手町犯罪被害者等支援条例」を制定し、町や住民の責務、犯罪被害者等への支援のための基本的事項を定めました。

また、京都府警察本部では、不幸にして犯罪被害に遭われた被害者やその家族に対して、被害による精神的、経済的な負担の軽減を目的とした犯罪被害給付制度に基づく給付金の支給裁定事務が行われています。

意識調査の結果では、犯罪被害者とその家族の人権は尊重されていると考えている住民は17.7%に対し、尊重されていないは23.7%、また「わからない」は52.6%で、人権が守られていると積極的に評価する住民は少なくなっています。(図表24)

誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性があるという視点に立って、この問題を考えるとともに、犯罪被害者やその家族への支援を行うことが必要です。

【図表24 人権課題に関する尊重度（犯罪被害者とその家族の人権）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）

京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

#### 【今後の取組の方向】

京都府や関係機関との連携により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等の人権擁護に資する支援・啓発活動を推進します。

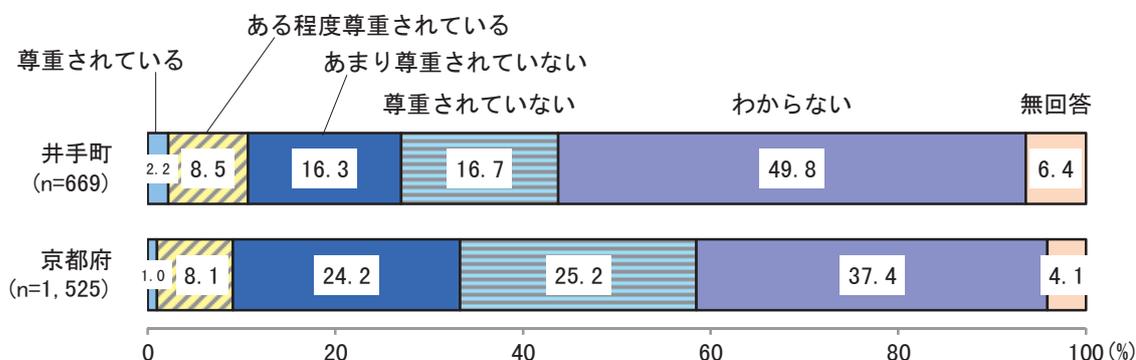
## (2) ホームレス、生活困窮者

### 【現状と課題】

近年の国の経済情勢、雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。その多くの方は、公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

意識調査の結果では、ホームレスの人権は尊重されていると考えている住民は10.7%に対し、尊重されていないのは33.0%、また「わからない」は49.8%で、人権が守られていると積極的に評価する住民は少なくなっています。(図表25)

【図表25 人権課題に関する尊重度（ホームレスの人権）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）

京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

### 【今後の取組の方向】

2015年(平成27年)4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援が強化されています。ホームレス対策については、この法律に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に運用し、ホームレス等の生活困窮者の自立を支援します。また、「貧困の連鎖」が起こることのないよう生活困窮者の自立支援とそれに向けた役場内の相談体制や外部の関係機関との連携を確立するとともに、生活困窮家庭の子どもへの生活面や学習面での支援等に取り組みます。

## (3) 性同一性障がい、性的指向

### 【現状と課題】

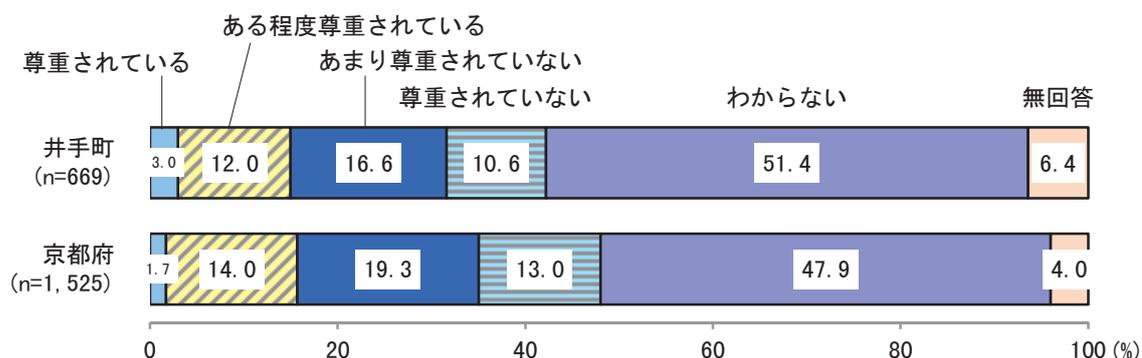
性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類に位置付けられています。また、性的指向とは、同性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です

2004年(平成16年)には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者であって、一定の条件を満たす者については、性別の取り扱いの変更の審判

を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障がい等の児童・生徒への配慮等を求める国からの通知がされています。

意識調査の結果では、性同一性障がい者の人権は尊重されていると考えている住民は15.0%に対し、尊重されていないは27.2%、また「わからない」は51.4%で、人権が守られていないと評価する住民が多くなっています。(図表26)

【図表26 人権課題に関する尊重度（性同一性障がい者の人権）】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）

京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

### 【今後の取組の方向】

性同一性障がいのある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とは言えません。社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性同一性障がいや性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる地域環境になるよう、性の多様性について住民の理解を深めるための啓発を推進します。

## (4) その他の人権問題

### ① 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い差別意識や偏見等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労、住居の確保等の問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、差別や偏見をなくすための啓発の推進に努める必要があります。

### ② アイヌの人々の人権

アイヌの人々については、理解が十分でないため就職や結婚等において差別や偏見が依然として存在しています。民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるためにも、知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

### ③ 婚外子の人権

婚外子については、相続権等の法的な問題が指摘されてきました。戸籍上の続柄の記載については、婚外子であることが明らかであったため、就職や結婚等で不利な取り扱いを受け

る例やプライバシーの侵害になるとの指摘があり、嫡出子と同様の記載にするように、民法や「戸籍法施行規則」が改正されました。婚外子であることを理由に差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けることがないよう啓発の推進に努める必要があります。

### ③ 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべくさまざまな取組が行われています。2006年(平成18年)には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

### ④ その他の人権問題

人権問題は、これまで述べてきた範囲にとどまるものではありません。ここで取り上げた人権問題のほかにも、社会状況の変化等に伴い、さまざまな人権問題が顕在化しており、今後も新たな問題が生起することも予想されることから、常にその状況に留意しながら、啓発等の取組を推進します。

## 9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

### (1) インターネットによる人権侵害

#### 【現状と課題】

近年、インターネットやスマートフォン等の通信手段の急速な普及により、情報の収集・発信の利便性は大きく向上しました。その利用の拡大が進む一方で、匿名性を悪用し、SNSやウェブサイト、ブログ、電子掲示板に特定の個人や集団等を誹謗中傷する表現が差別を助長するなど人権侵害が増加しています。また、近年インターネット上の掲示板やSNS等において、プライバシー侵害のほか、誹謗中傷や名誉毀損による被害を受けた人がネット上の個人情報、プライバシー侵害情報、誹謗中傷を削除してもらう権利(忘れられる権利)の保障を求める動きもみられるようになってきました。

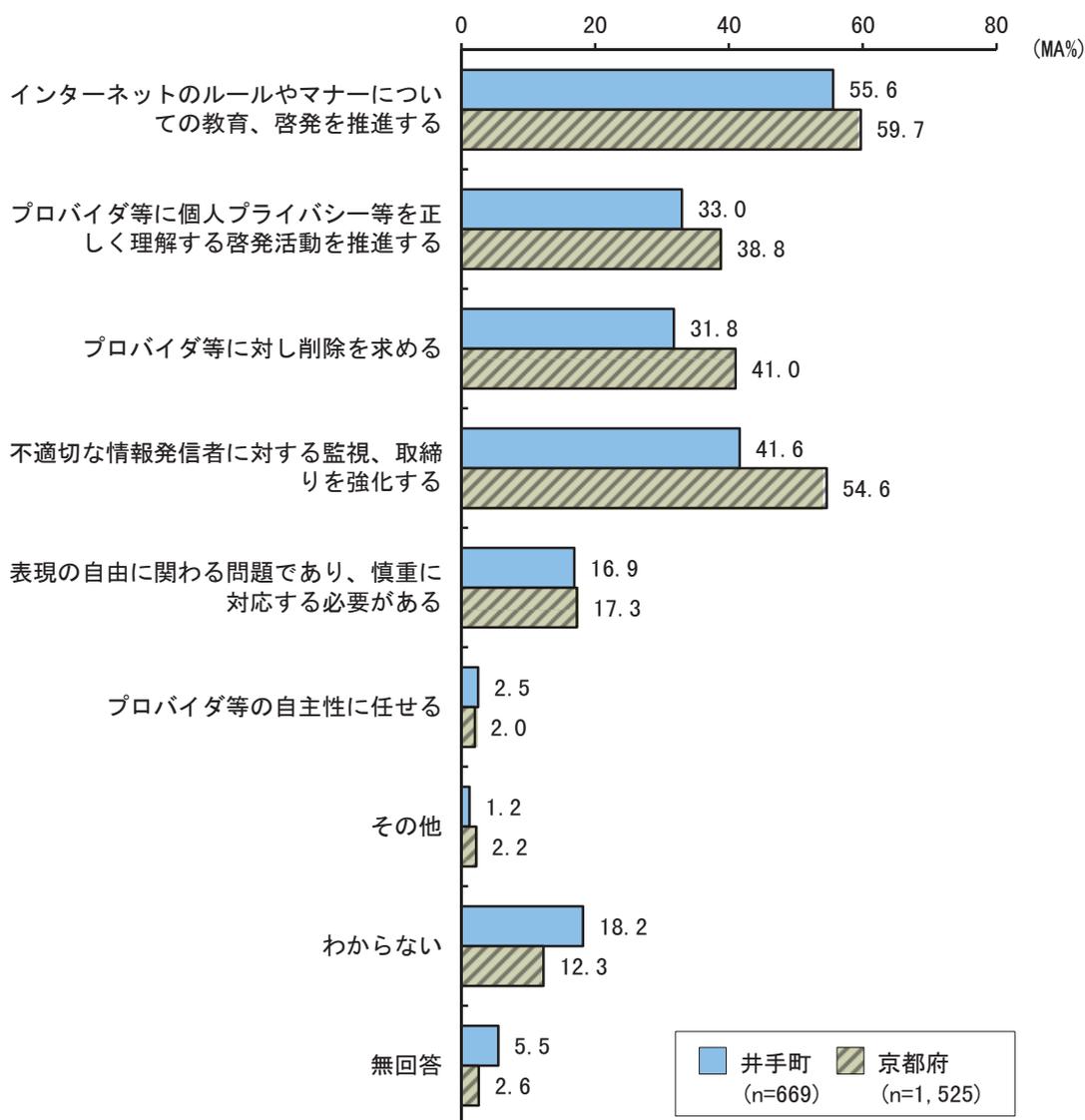
このようなインターネットによる人権侵害をめぐって、2002年(平成14年)5月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が施行され、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者救済が図られるようになりました。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が2009年(平成21年)4月から施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われています。

意識調査の結果では、インターネットによる人権侵害への対応として、「インターネット利用時のルールやマナーの教育・啓発を推進する」が55.6%で最も多く、次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取締まりを強化する」(41.6%)、「プロバイダ等に個人情報等を正しく理解する啓発活動を推進する」(33.0%)、「プロバイダ等に対し積極的に削除を求める」(31.8%)

等が多く、情報発信者側への規制や働きかけとともに、利用者側のリテラシーの向上がそれ以上に必要と考えている住民が多くなっています。(図表 27)

インターネットやSNS等を使って他人を誹謗中傷し差別することは重大な人権侵害であることや、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育・啓発の強化が必要です。

【図表27 インターネットによる人権侵害への対応】



資料：『井手町人権教育・啓発推進計画』に関する意識調査（2016年(平成28年)8月実施）  
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年(平成23年)10月実施）

【今後の取組の方向】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると、完全に消し去ることができない仕組みであり、その危険性について住民に周知し、安心してインターネットを利用できるよ

う、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図ります。

また、個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、京都府等と連携し、ライフステージに応じた教育・啓発を推進します。

## (2) 個人情報の保護

### 【現状と課題】

国においては、2003年(平成15年)に、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」を制定しました。この法律により、事業者は、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等の義務が課せられることになりました。

一方、本町では、住民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2005年(平成17年)3月に個人情報の適正な取り扱いを定めた「井手町個人情報保護条例」を施行しました。

しかし、その後、結婚・就職の際の身元調査、交際相手の女性や家族へのいやがらせなどの行使を目的に、司法書士等の有資格者の職権を悪用し、戸籍謄本等の大量不正取得事案が発生するなど、個人情報が商品化され、個人の権利利益が侵害される問題が多発しています。住民や事業者が自ら身元調査を行うこと、また依頼することはもとより、調査に応じることも人権を侵害することになります。個人情報の適正な管理の重要性をあらゆる機会を通じて啓発することが大切です。

### 【今後の取組の方向】

井手町個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては結婚や就職等において重大な人権侵害に関わる、極めて深刻な問題であり、住民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼したりすることはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることについて啓発を図ります。

また、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度により、住民票や戸籍謄本などの不正請求を抑制し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。

## (3) 安心して働ける職場環境の推進

### 【現状と課題】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が社会問題化しています。

#### 【今後の取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現や職場でのハラスメントの防止等に向け、関係機関等と連携し、住民意識の一層の醸成を図るための広報、啓発に努めます。

### (4) 災害と人権、災害時における人権への配慮

#### 【現状と課題】

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、放射能汚染による風評被害や被災者への差別的発言などをもたらし、自然災害による人権侵害が問題化しています。

#### 【今後の取組の方向】

災害時においても人権が守られ、安心した生活が送れるよう、住民一人ひとりが思いやりの心を持ち問題を解決していくための意識の醸成を図ります。

また、井手町地域防災計画に基づき、女性や子育て家庭、介護者や障がいのある人のいる家庭等、人権に配慮した災害時の対応を図るとともに、災害時の相談、援助、情報伝達など被災者の状況を踏まえた支援体制の確立に努めます。

## 第4章 人権教育・啓発の推進

本町では、第3章で取り上げたさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で人権をとらえることができる

ことにつながるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者が相まって人権尊重についての理解が深まっています。

このような認識のもと、取組にあたっては家庭、学校、地域社会、職域における日常生活の経験等を具体的に取り上げ、さまざまな創意工夫によって効果的に行っていきます。

なお、人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方に密接にかかわるものであることから、住民の自主性を尊重し、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

### 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

#### (1) 就学前の教育・保育施設

##### 【現状と課題】

就学前の教育・保育施設は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期に、その生活時間の多くを過ごすところであり、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに豊かな人間性を持った子どもとなるよう、その育成に努めています。

教育・保育の実践にあたっては、子ども一人ひとりの発達状況に応じたきめ細かな育成を基本に、人とかかわりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立心や、協調の態度、お互いを大切にする豊かな人間性を養うことを目標としています。また、教育・保育にかかわる教職員・保育士等が人権意識をもって教育・保育を実践していくため、同和問題等のさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるための研修を通して資質の向上を図っています。

引き続き、家庭、地域社会との連携を図り、子どもが人とかかわりの中で、自立心や協調性を身につけた豊かな人間性を形成し、人権を大切にする心を育む取組が重要です。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、教育・保育の現場では、多様な職種の活躍が期待されていることから、教育・保育に携わるすべての職員が人権問題についての知

識・理解を深めるなど、人権問題、人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

#### 【今後の取組の方向】

他者とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進します。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践できるよう、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みます。

## (2) 学校

#### 【現状と課題】

学校においては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。

また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めています。また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむとともに、基本的人権の尊重や同和問題等さまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた意識・態度・実践力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習など学習形態の工夫や人権学習資料集、実践事例集、人権教育指導事例集、人権教育資料等の有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点をあてながら人権教育を推進しています。

学校での人権教育については、地域の実態に応じた取組が実践されていますが、依然として、同和問題等さまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく児童生徒の態度の育成に課題がみられます。さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないといった指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行きわたっていないなどの問題も指摘されています。

とりわけ、体罰は児童生徒への重大な人権問題であるにもかかわらず、体罰事象が一扫されていないという課題がみられます。

また、いじめは決して許されない人権侵害であるにもかかわらず根絶には至っていません。

#### 【今後の取組の方向】

学校教育においては、国、府、市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識、技能、態度等を確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」や「京都府教育振興プラン」「学校教育の重点(京都府)」「井手町教育大綱」「井手町教育推進の重点」に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人

間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、国、府との連携のもとに、あらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育についての正しい理解や認識を培うために、義務教育の9年間を見通した系統性のある指導に努めます。
- ② 人権学習は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心をはぐくむこと等を視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ③ 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深め、成果を町内全体の学校に波及させるよう努めます。また、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、町内の学校への提供に努めます。
- ④ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、すべての子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ⑤ 家庭や地域社会等との連携を深め、さらに協力も得ながら社会性や豊かな人間性をはぐくむため、多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑥ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、福祉関係機関等と連携・協力し、よりきめ細かに家庭との連携を図ります。また、子どもたちが多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けることができるよう、基本的な学習習慣の定着と基礎・基本の徹底に努めます。
- ⑦ 体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のため、日常的な校内研修の充実に努めます。さらに、教職員研修等において、人権教育に関する教職員の知識の深化と指導力の向上に努めます。

### (3) 地域社会

#### 【現状と課題】

地域社会は、さまざまな人々とのふれあいを通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場ですが、一方で高齢化や過疎化の進行等により住民どうしの連携や交流が希薄化してきている状況です。

地域住民の生活スタイルは多様で、それぞれの特性に応じた学習の場の確保や情報提供を推進し、住民のニーズに沿ったテーマ設定による人権教育を進める必要があります。また、人権尊重の心を養う観点からも青少年等にボランティア活動等の体験活動の機会を提供し、多様な人々との交流を通じて、地域活動を支え、充実させる人材の育成を図ることも不可欠です。

#### 【今後の取組の方向】

住民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての認識を深め、基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会をつくるため、人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

また、学習者の意欲を高める学習方法の提供や学習環境の充実に図り、関係機関や団体とともに地域に開かれた人権学習に努めます。

## (4) 家庭

### 【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場であり、すべての教育の出発点でもあります。

また、家庭内における児童虐待の未然防止と早期発見や啓発を目的として、関係団体や関係機関による「要保護児童対策地域協議会」において連携の推進に努めています。

少子化や核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘され、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。また、家庭内における女性への暴力や子ども、高齢者に対する虐待等の人権侵害の発生も深刻な問題となっています。

### 【今後の取組の方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれる家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の充実とともに、家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や地域との連携をより一層強め、相談支援機能の充実に努めます。

## (5) 企業・職場

### 【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動、営業活動等を通じて住民の生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け重大な役割を担っています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報 の適正な収集、利用、管理も求められています。

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり、人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場に定着させることが必要です。

### 【今後の取組の方向】

各企業において、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、町内の企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し情報提供等の支援に努めます。

## 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

本計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、本計画においては、人権に特に関係する職業従事者として役場職員、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進します。

また、法律家、議会関係者等に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力を努めます。

### (1) 役場職員

#### 【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、役場職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められます。

そのため、社会・経済情勢が急速に変化する中で、人権に関するさまざまな課題を的確に捉え、これらについてより広くより深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

#### 【今後の取組の方向】

役場職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題等さまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に、効果的な職員研修を実施します。

研修では、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式の研修も導入し実施します。また、各種の研修教材の整備及び情報提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、地域社会においても、公務員としてさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

### (2) 教職員・社会教育関係者

#### 【現状と課題】

学校における人権教育の推進においては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図るうえで重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持

つことや、人権教育に関する知識、技能を向上させることが不可欠です。

社会教育においては、社会教育関係職員が地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、さまざまな形での指導者研修を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成、資質の向上を図ることが必要です。併せて、教育委員会事務局職員についても、人権教育の指導者研修等に参加し、人権教育に関する意識の向上を図ることも必要です。

子どもたちに豊かな人権感覚を育むためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていないなどの問題が指摘されています。

また、社会教育では、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係職員の、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

#### 【今後の取組の方向】

教職員については、各学校における日常的な校内での人権研修を基本とするとともに、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のための校内研修の充実に努めます。さらに、京都府総合教育センター等における研修内容を充実させ、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題等さまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識の深化と、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう、教育相談に関する研修の充実に努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成します。その際、教職員自身がさまざまな体験を通じて視野を広げるような機会の充実に努めていきます。

さらに、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

### (3) 保健福祉関係者

#### 【現状と課題】

住民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保育士、看護師、保健師等の保健福祉関係者に対しては、研修や講演会など人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」へのサービスの提供や必要な助言支援をすることが基本であることから、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められ、引き続き、人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

#### 【今後の取組の方向】

保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実に支援します。

### 3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するため、住民の身近なところで、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。そのため、さまざまな研修機会等を通して、指導者を養成する取組に努めるとともに、住民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

### 4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。そのため、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努め、就学前の教育・保育施設、学校、地域社会、家庭、企業、職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件整備に努めます。

また、学習教材、啓発資料等の開発にあたっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げたり、人権上、大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げ、興味や関心を呼び起こしたりするなどの創意工夫を凝らすとともに、国、府や大学等における専門的な研究や国際社会における成果についてもその活用を図ります。

### 5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程を通じて行われるものであり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々やさまざまな立場の人々を対象とするものです。そのため、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる住民の年齢や関心度あるいは理解度に配慮し、広域連携も踏まえて、身近な問題をテーマに、広報紙、新聞、ラジオ等のメディアのほか、インターネットも積極的に活用し幅広く情報提供、啓発に努めます。

また、憲法週間（5月1日～7日）をはじめ、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4日～10日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

# 第5章 計画の推進

## 1 推進体制

本町における全庁的な組織として設置している井手町人権教育・啓発推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

また、この計画の趣旨を踏まえ、本町のすべての行政部門において、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

## 2 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取組の展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

## 3 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、住民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠です。そのため、この計画の趣旨が広く住民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての住民意識の把握に努めます。

また、この計画に基づく施策を効果的に実施するため、井手町人権教育・啓発推進本部で毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。



# 資料編



## ① 用語解説

### あ行

#### あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人権差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際的社會を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。わが国は、1995年（平成7年）12月に批准している。

#### いじめ防止対策推進法

2013年（平成25年）施行された、学校におけるいじめの防止・早期発見・対処のための基本理念、いじめの禁止、関係者の責務などを定めた法律。

#### 井手町高齢者保健福祉計画

2000年度（平成12年度）から介護保険法が施行され、高齢者の生活機能の低下を未然に防止、維持・向上させるための介護予防の推進や、高齢者が尊厳を持って暮らすことができ、明るく活力ある高齢者社会をつくることを基本理念として、老人保健福祉計画や介護保険事業計画を一体的に定めた計画。

#### 井手町個人情報保護条例

2005年（平成17年）3月に、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の保護を目的に定められている。

#### 井手町障害者福祉計画

2003年（平成15年）3月に、障がいの有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指して、従前からの障がい者施策の基本理念である「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」を継承しつつ、障がいのある人の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るための基本的方向について定めたもの。

#### 井手町犯罪被害者等支援条例

本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び住民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的として、2011年（平成23年）7月に制定・施行された条例。

#### エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）のこと。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

## H I V

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) のこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわし打ちなどの血液感染によって感染する。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

## N P O

非営利団体 (Non Profit Organizarion) のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法 (N P O法) が1998年 (平成10年) 12月に施行された。

## L G B T

人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認についての性的マイノリティを限定的にさす言葉。女性の同性愛者 (レズビアン: Lesbian)、男性の同性愛者 (ゲイ: Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル: Bisexual)、性別にとらわれない在り方をもつ人 (トランスジェンダー: Transgender) の頭文字を取った総称。この中に性同一性障がいが含まれる。

# か 行

## 学習指導要領

小・中・高等学校、特別支援学校を対象に、教育課程、教科内容とその取扱い、基本的指導事項などを示した文部科学省告示である。教科書編集の基準にもなる。

## 共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

## 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

障がいのある人もない人も、全ての府民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、2015年 (平成27年) 4月1日より施行された条例。

## 国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した1990年 (平成2年) のことで、「2000年 (平成12年) までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

## 国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1979年 (昭和54年)。

## 国際障害者年

障がい者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年（昭和56年）。

## 国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准している。

## 国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

## 戸籍謄本の不正取得等の差別事件

国内で、一部の行政書士や司法書士などが職権を悪用し、第三者の戸籍謄本や住民票などを不正に取得して、調査会社に売り渡したという事件。この事件が起きた背景には、調査会社や探偵社などに「身元調査」が依頼されている実態があることが指摘されている。

## 子ども・子育て支援新制度

2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的として、2015年（平成27年）4月から施行された。

## 憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの一週間。

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、2014年（平成26年）1月に施行された法律。

## 婚外子

法的には非嫡出子といい、法律上に婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。子どもの権利条約では、婚外子に対する差別を禁止している。

## さ 行

### 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の医師表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。わが国は、1994年（平成6年）4月に批准している。

### 障害者虐待防止法

障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、擁護者に対する支援のための措置等を定めた法律。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称。2012年（平成24年）10月施行。

### 障害者総合支援法

障がいのある人が自立して地域生活を送ることができるよう、障がいの種別にかかわらず福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定めた法律。2013年（平成25年）4月に障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）となった。

### 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。わが国は、2014年（平成26年）1月に批准している。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の締結に向けた法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、2013年（平成25年）6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、2016年（平成28年）4月から施行されている。

### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。わが国は、1985年（昭和60年）6月に批准している。

### 新京都府人権教育・啓発推進計画

京都府において、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の計画期間が満了後、この計画を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるために、2005年（平成17年）1月に策定された人権教育・啓発推進計画の基本的な指針。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

## 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

## 人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定した。

## 人権教育のための国連10年井手町行動計画

井手町では、「人権教育のための国連10年行動計画」に対応する計画として、2000年（平成12年）9月に策定した、住民一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するための基本的指針を定めた計画。

## 人権教育のための国連10年京都府行動計画

京都府では、人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、1999年（平成11年）3月、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針となる「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定した。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策に積極的に取り組んできた。

## 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議において、同和対策審議会答申が出された8月に人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努められている。

## 人権週間

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努められている。

## 人権擁護施策推進法

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

## 世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別、偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発的活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

## 世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の第3回国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

## 世界人権宣言65周年京都アピール

2013年（平成25年）11月3日、世界人権宣言採択から65周年に当たることを記念し、宣言の意義や精神を再確認するとともに、一人ひとりの人権が大切にされる社会を築いていくために共に努力していく決意を新たにすため、京都府、京都市、京都地方法務局及び(公財)世界人権問題研究センターの4者により発表された。

## セクシュアル・ハラスメント

京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により、相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

## ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

Social Networking Serviceの略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスをいう。

# た 行

## 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動を参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）と定義している。

## 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

## 同和対策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

インターネット上でプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。2002年（平成14年）5月施行。

# な 行

## ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

# は 行

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律。2001年（平成13年）4月施行。

## パワー・ハラスメント

職場内の人間関係において発生する、いじめや嫌がらせ。上司が部下に対して行うものや、高い職能をもつ者がそうでない者に対して行うものなど。

## ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

## 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする法律。2016年（平成28年）12月施行。

### ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもっていやしめる言動をいう。

## ま 行

### マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格等の不利益な取り扱いを受けること。

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼ねる。

### メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

## ら 行

### ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な家庭における生活史上の各段階のこと。

## ② 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するように努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属す年度の翌年以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## ③ 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

### 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に

対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本

的自由の尊重の強化を目的としなければならない。  
教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 第2次井手町人権教育・啓発推進計画

2017年（平成29年）3月

発行・編集：井手町（いづみ人権交流センター）

〒610-0302

京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67 番地（庁舎）

TEL 0774-82-2001(代表) FAX 0774-82-5055

京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下 37 番地の1

（いづみ人権交流センター）

TEL 0774-82-3380

FAX 0774-82-4112